

事は別にして争う可きものではない。然るに或等幹部は日本の無産階級の進路に對して何等考慮する所なく總同盟を以て自己の獨占物の如く振舞ひ日本の労働運動の中堅を以つて自他共に譲る。我總同盟は自己の地盤擁護の運動たらしめ、總同盟をして眞に無產階級解放の爲の大組織たらしむるに何の證はない事は、去る四月二十五日吾等が信する調停者のもたらした公正なる調停案に一端も與へず一蹴し説得しなだる事實を見ても明かである。今其の調停案及び幹部、刷新派者との調停案に對する回答を左に列記し以て諸君の参考と致します。

### 調 停 案

一 地方評議會の解散  
二 主事の名に於て發したる地方評議會所屬組合除名通告を取消す事  
三 中央委員及主事は其職を辭する事  
四 但し直接紛争に關與したる幹部は次期大會迄一切の役員となざる事  
五 革新派西尾、松岡、塚本、望月諸氏  
六 貨物運送業員となざる事  
七 革新派山本、辻井、青柳、三田村、鍋山、中村諸氏  
八 希望條件  
九 但し從來評議會に納附したる評議會所屬組合の会費は次期大會まで中央委員會に供給する事

一項の件に付いては承認。  
二項に關する主事の名に依りて發したる除名通告取消は絶対に出来ない。  
三項中央委員及び主事は其の職を辭任する事は出來ない。  
四項革新派を解體し、其の重なる者は現職を辭し、次期大會まで一切の役員に付かざる事に對しては、更に付け加へて曰く『謝罪文』一札を入れる事。  
右に對して、調停者より忠告する所ありしも、更に除名の取消に

大正十四年五月十二日 元日本労働總同盟  
大阪機械労働組合  
市岡支部  
日本橋支部  
玉造支部  
三支部  
東第一支部  
放出生第一支部  
鑄工直屬支部  
鰐江第五支部  
鳴野第一支部  
東第二支部  
鰐江第四支部  
鰐江第三支部  
鰐江第二支部  
鰐江第一支部

大正十四年五月二十一日

總務部長 添田敬一郎 殿

### 總同盟内訣問題之件（第九報）

大阪造船労働組合ハ此度ノ内訣問題デハ最初カラ中立ノ態度デアツタガ愈々別紙ノ如キ脱退通告書ヲ中央委員會ニ發スルト共ニ革新同盟ト同一行動ヲトル事ニナツタ。

幹部派デハ革新派ノ勢力ガ日一日ト勇勢ニナルガ爲メニ大阪聯合會主事山内鐵吉、會計金正米吉等ハ此際總同盟ノ本部ヲ大阪ニ移シ脱退者ノ喰止メ運動ヲ大々的ニヤラネバ革新派ニ利ヲ占メラレルト此ノ移轉問題ニ力瘤ヲ入レテ居ル。

又中央委員の選出方法に至つては更に恐る可い実情である。したがつて、其の間の事情はその當時の證言がよく如る感で、今それを此處で云々する事はあまりに事實が明瞭すぎて居る。

今や日本の労働運動は政治的にも、經濟的にも一切の労働團體と提携し以て當面の階級戰線の擴大の必要上、現在の労働組合の組織を以て全國的產業別労働團體となさねばならない急務に差迫つて居る。然るに彼等總同盟の最高幹部には何等の方策もなく、新の如き我國労働運動上對時代的秋に當つて何等の復興政策をも無く、只だ自己の地位の擁護のみ汲々として憂心をやつして居る心事に至つては、又憐れむべし。

即ち所謂總同盟内訣問題に對する有志の調停案に對する、彼等の回答を見て如何に明確なるのみならず、彼等が刷新運動を非難する事の理由を見て如何に確かなもののみならず、彼等こそ自己的立場を死守せんが爲に種々な無形なる懐柔を弄し、我が總同盟を毀滅するものであります。見よ彼等が常に口にする大團結と云ふ事は、彼等自身の行動に依つて充分裏切つて居るではないか。自己の意見に反する者は専制と獨斷と、陰險なる奸策を以て、個人或は組合を庭面もなく除名する如きは、正しく吾人をして刷新運動を起すの止むなきに至らめたのである。

正義の道に奮闘せらる、同志諸君!!  
今や日本の労働運動は彼等墮落專制、官僚化せる幹部の手に依つて邪道に導かれんとして居る。この重大なる日本の労働運動の危機を救ふものは、實に吾等の責務である。此處に退場の理由を明かにすると共に過去に於て吾等が採つた態度を諸君の前に披露し、諸君の正當なる批判を仰がんとするものである。